



## 《今回の記事》

- ・ラムサール条約について
- ・小型冷蔵庫などの廃棄について
- ・油流出事故に注意しましょう

## 『ごみ非常事態宣言』 継続中

## ラムサール条約について

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地（干潟）及びその湿地に生息・生育する動植物の保全を促進し、湿地の賢明な利用を進めることを目的とした湿地保全に関する国際条約です。

市では、干潟の保全、人と自然との共生を図るため、球磨川河口干潟の2021年の同条約への登録を見据えて、今後、説明等を進めていきたいと考えています。

本件に関して、これまで市に寄せられた主なご質問（Q&A）をご紹介します。

### 《Q&A》

Q1 具体的にどのエリアをラムサール条約に登録したいと考えているのか。

A1 右図 [イメージ図] の斜線エリアです。

Q2 ラムサール条約に登録されると新たな規制が生じるのではないかと。

A2 ラムサール条約登録による新たな規制はありませんが、登録するためには国内法により、干潟を保護・管理している状況にしておく必要があります。  
例えば、イメージ図斜線エリアを国指定鳥獣保護区特別保護地区により保護・管理する場合は、このエリア内では、狩猟のほか、開発行為の一部が規制されることとなります。

Q3 登録地やその周辺において漁業や農業が規制されることにはならないか。

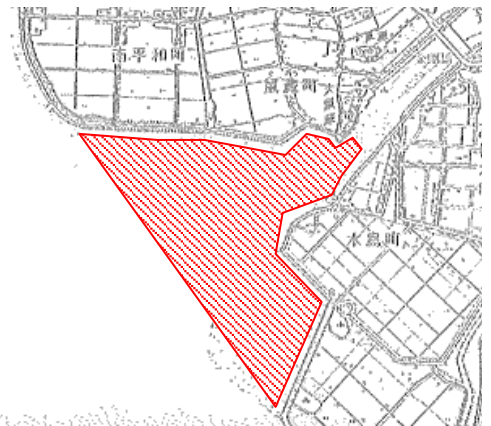
A3 規制されることはありません。

Q4 野鳥が増えて漁業や農業の被害が大きくなるのではないかと。

A4 ラムサール条約登録によって被害が大きくなることは考えにくいですが、登録地であっても野鳥等が被害が及ぼす場合は許可を得て捕獲（駆除）することは可能です。

Q5 何故、市は球磨川河口の干潟をラムサール条約に登録したいのか。

A5 干潟は、陸域からの影響等を受けやすい脆弱な自然環境です。そのような中、球磨川河口の干潟は、希少な生物の生息が確認されているだけでなく、アナジャコやハマグリ漁が行われているなど、豊かな生態系を有しています。ラムサール条約に登録することにより、国際的に重要な干潟として、将来にわたって保全していくとともに、登録後の利活用を検討し、周辺地域の地域振興を図りたいと考えています。



ラムサール条約登録地（案） [イメージ図]

ラムサール条約について、おたずねになりたいことや説明会などのご希望がございましたら、環境課までご連絡ください。

【お問合せ先】 環境課 TEL 33-4114

## 小型冷蔵庫などの廃棄について

カーバッテリーや電池などで稼動する小型の冷蔵庫・保冷庫、ワインセラーは、廃棄する場合家電リサイクル法対象品の「冷蔵庫」に分類されます。「資源の日」に出すことはできません。

廃棄される際には、一般的な冷蔵庫の処分方法と同じように、郵便局でリサイクル料金を振り込み指定取引場所に持ち込むなど、適切に処分してください。

家電リサイクル法対象品の処分方法などについては、廃棄物対策課までお問合せください。



### <家電リサイクル法対象品目>

- テレビ
- 洗濯機・衣類乾燥機
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫

【お問合せ先】 廃棄物対策課 TEL 34-1997

## 油流出事故に注意しましょう

最近、油流出事故がたびたび起こっています。主な発生原因は、農業用ビニールハウスの燃料タンクからの重油の流出、家庭や事業所からのてんぷら油や重油等の漏出です。

油が流出すると、河川、海、土壌、地下水などが汚染され、場合によっては水路の魚がへい死する、井戸水が飲めなくなるなど、生活環境や人の健康にさまざまな影響を与えかねません。

古くなったてんぷら油は、新聞紙に吸わせて「燃えるごみ」に出すなど適切な処理をしましょう。また、季節柄、家庭や事業所、農業用ビニールハウスなどで、暖房用の油の使用が多い時期です。給油や油の保管・管理には十分に注意しましょう。

### ●貯油タンクをお持ちの方は、定期的に点検をお願いします●

- タンクや配管、ボイラーを点検し、その際、臭いや土に油染みがないか、必ず確認してください。
- 配管にヒビ、亀裂はありませんか？できれば、地中の配管も一度は点検をお願いします。
- 継ぎ手がずれていませんか？ネジは折れていませんか？
- 油を入れる前に、バルブが締まっているか再確認してください。
- 使用開始（給油）後、1～2日は燃料の減り具合に気をつけてください。減り方が早ければ、漏れている可能性があります。すぐにバルブを閉めてください。

※ 流出した油の回収・処理には多額の費用がかかり、その費用は設置者（使用者）が負担することになります。

※ 事故を起こした場合や発見した場合は、関係機関（市役所・保健所・消防署・警察署など）にご連絡ください。

【お問合せ先】 環境課 TEL 33-4114

## 広げよう！環境行動の輪 「人と自然が調和するまち やつしろ」をめざして

八代市では、毎月第1日曜日を「やつしろ環境の日」、毎月25日を「ライトダウンの日」としています。できることから、環境に配慮した暮らしをはじめてみませんか。

### ●豊かな自然の恵みを大切にしましょう

- 空や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけましょう。
- 農林水産物などは地元産品を優先的に購入しましょう。

### ●ごみのポイ捨て・不法投棄はやめましょう

地産地消

